二　平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

三　地方税法第百六十七条の環境性能割の減免に関する事務　前号に掲げる情報

四　地方税法第百七十七条の十七の種別割の減免に関する事務及び平成二十八年地方税法等改正法附則第十四条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務　第二号に掲げる情報

五～十　［略］

第二十二条　法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［略］

二　公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその

二　地方税法第百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

［号を加える。］

三　地方税法第百六十二条の自動車税の減免に関する事務　前号に掲げる情報

四～九　［同上］

第二十二条　法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［同上］

二　公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

三　公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその

同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

四　公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

五　公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

六　公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

七　［略］

八　公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

四　公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

五　公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

六　公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報

七　［同上］

八　公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給に関する情報